

令和3年度 横浜市交通安全対策会議

日時：令和3年6月17日（木）

午前10時00分から

場所：横浜市開港記念会館 2階 6号室

次 第

議 事

- 1 横浜市交通安全計画等の構成の見直しについて
- 2 横浜市交通安全対策会議運営要綱の一部改正について

配付資料

- 1 次第、出席者名簿、座席表、横浜市交通安全対策会議 構成員表
- 2 【資料1】横浜市交通安全計画等の構成の見直しについて
- 3 【資料2】策定の考え方（案）
- 4 【資料3】横浜市交通安全対策会議運営要綱の一部改正について
- 5 【資料4】改正後全文
- 6 【資料5】新旧対照表

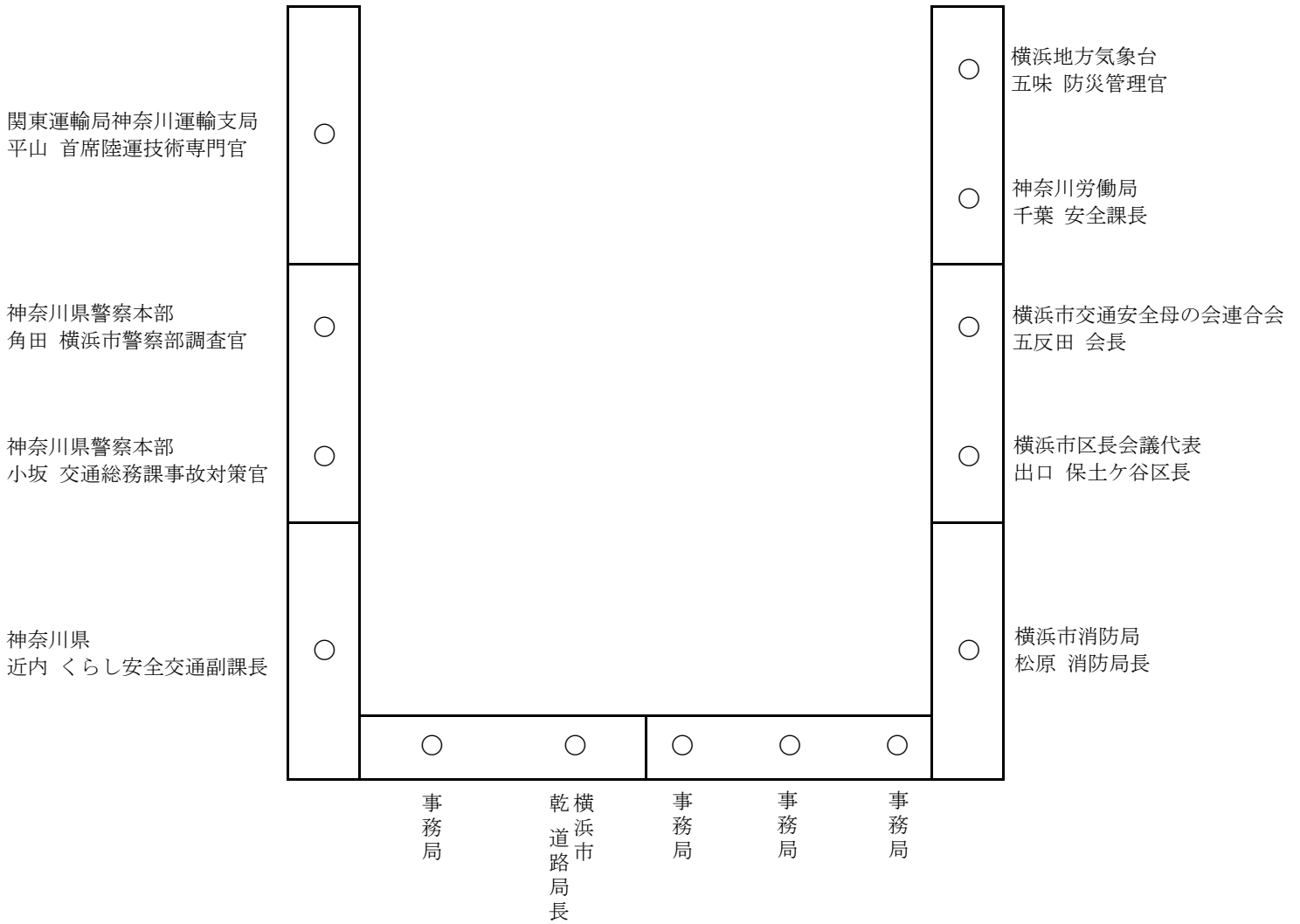
参考資料

- 1 横浜市内の交通事故統計（令和2年）
- 2 自転車交通安全啓発リーフレット
- 3 思いやり SHARE THE ROAD 運動啓発チラシ
- 4 自転車活用推進計画（概要版）
- 5 思いやり SHARE THE ROAD 運動啓発反射材

令和3年度横浜市交通安全対策会議 出席者名簿

	職 名	氏 名	出 欠
会 長	横 浜 市 長	林 文 子	欠 席
委 員	関東運輸局神奈川運輸支局 首席陸運技術専門官	平 山 隆 治	出 席
委 員	横浜地方気象台 防災管理官	五 味 孝 夫	出 席
委 員	神奈川労働局 安全課長	千 葉 幸 則	出 席
委 員	関東地方整備局横浜国道事務所 交通対策課長	吉 野 哲 也	欠 席
委 員	神奈川県くらし安全防災局くらし安全部 くらし安全交通課副課長	近 内 勝 明	出 席
委 員	神奈川県警察本部 交通総務課事故対策官	小 坂 直 人	出 席
委 員	神奈川県警察本部 横浜市警察部調査官	角 田 博 之	出 席
委 員	神奈川県教育委員会教育局指導部 保健体育課長	富 澤 桂 子	欠 席
委 員	横浜市区長会議代表 保土ヶ谷区長	出 口 洋 一	出 席
委 員	横浜市 道路局長	乾 晋	出 席
委 員	横浜市教育委員会 教育長	鯉 淵 信 也	欠 席
委 員	横浜市 消防局長	松 原 正 之	出 席
委 員	横浜市交通安全母の会連合会 会長	五 反 田 佐 千 子	出 席

座席表



記者席

事務局

傍聴席

出入口

令和3年度 横浜市交通安全対策会議 構成員表

令和3年4月1日

【会長】横浜市長

会長1名・委員13名・幹事9名

	機 関	委 員	幹 事	人数
(1)	関東運輸局神奈川運輸支局	首席陸運技術専門官	陸 運 技 術 専 門 官	委員 8名
	横浜地方气象台	防 災 管 理 官	地 域 防 災 官	
	神奈川労働局	安 全 課 長	主任地方産業安全専門官	
	関東地方整備局横浜国道事務所	交 通 対 策 課 長	交 通 対 策 課 専 門 官	
(2)	神 奈 川 県	くらし安全交通課副課長	くらし安全交通課主幹	幹事 9名
(3)	神奈川警察本部	交通総務課事故対策官	交通総務課課長補佐	
		横浜市警察部調査官	横浜市警察部係長	
(4)	神奈川県教育委員会	保健体育課長	保健体育課副課長	
(5)	横 浜 市	保土ヶ谷区長 (区長会議代表)	/	委員 4名
		道路局長		
(6)	横浜市教育委員会	教 育 長	/	
(7)	横浜市消防局	消 防 局 長	/	
(8)	横浜市交通安全母の会連合会	会 長	/	委員1名

議案 1 横浜市交通安全計画等の構成の見直しについて

見直し内容

5か年毎に作成してきた「横浜市交通安全計画」と年度毎に作成してきた「横浜市交通安全実施計画」を一本化し、年度毎に「横浜市交通安全実施計画」を作成することとします。

ただし、将来的な状況の変化などにより、中期的な「交通安全計画」を作成する必要がある場合には、交通安全計画等の構成をあらためて見直すこととします。

1 現状

(1) 横浜市交通安全計画（5か年計画）について

これまで、本会議では、国や県が作成する交通安全計画の内容に基づいてご議論いただき、「横浜市交通安全計画」を作成してきました。

国や県の計画は、交通安全に関わる社会情勢等を踏まえて5年ごとに作成されており、「横浜市交通安全計画」も、同時期に作成しています。

直近の計画は、平成28年度に作成された「第10次横浜市交通安全計画」であり、計画期間である令和2年度までの交通安全対策における目標（年間の死者数）や対策を考える視点、施策を定めていました。

(2) 横浜市交通安全実施計画（単年度計画）について

「横浜市交通安全計画」の計画期間中、年度毎に、市が実施する具体的な事業内容を盛り込んだ「横浜市交通安全実施計画（以下、「実施計画」）」を作成しています。

第10次横浜市交通安全計画と実施計画のイメージ

H28	H29	H30	R1	R2
横浜市交通安全計画（5か年）				
<p>交通安全対策における目標（年間の死者数） 交通安全対策を考える視点や施策</p>				
横浜市交通安全実施計画（単年度）				
<p>交通安全対策における目標は掲げていない</p>				
<p>H28年度に掲げた施策 + 当該年度の事業内容</p>	<p>H28年度に掲げた施策 + 当該年度の事業内容</p>	<p>H28年度に掲げた施策 + 当該年度の事業内容</p>	<p>H28年度に掲げた施策 + 当該年度の事業内容</p>	<p>H28年度に掲げた施策 + 当該年度の事業内容</p>

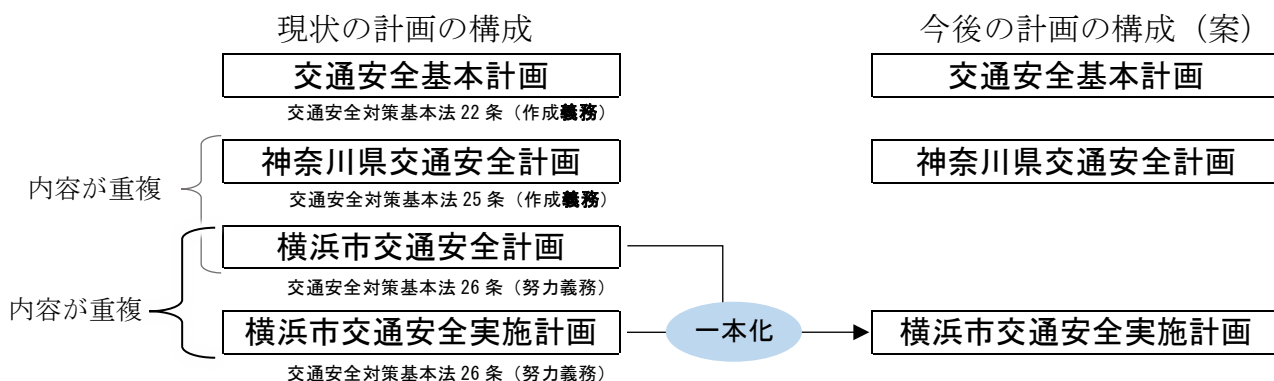
2 課題

- (1) 「横浜市交通安全計画」は、国や県の計画内容に基づいたものとして、作成時点の社会情勢をふまえたものとなるものの、昨今の社会情勢の変化のスピードに対応していくためには、単年度ごとに作成する実施計画において、適切な取り組みを盛り込んでいく必要があります。
- (2) 「横浜市交通安全計画」と実施計画には、交通安全に関する施策など、同じ項目が重複して記載されているなど、計画の構成としてわかりにくくなっています。

3 今後の作成の考え方（案）

(1) 計画の一本化

社会情勢の変化に適時適切に対応するとともに、計画の記載内容を分かりやすく整理するために、「横浜市交通安全計画」と「横浜市交通安全実施計画」を一本化したうえで、年度毎に「横浜市交通安全実施計画」を作成することとします。



(2) 将来的な状況変化への対応

「交通安全計画」は作成しないこととなりますが、将来的な状況の変化などにより、「交通安全計画」を作成する必要性が生じた場合には、交通安全計画等の構成をあらためて見直します。

(3) 実施計画に盛り込む内容

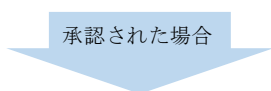
- 交通安全対策における目標
- 国や県の新たな交通安全計画に基づく交通安全対策を考える視点、施策等
- 今後、各年度の神奈川県交通安全実施計画の内容に沿った見直し事項

- (4) 交通安全対策における目標の設定方針
過去 10 年程度の交通事故死亡者数の推移等から、今後 5 年間（令和 3 年～ 7 年）の目標を交通安全対策会議で設定します。
- (5) 実施計画作成にあたっての横浜市交通安全対策会議の関わり
これまで、実施計画は、正式な会議は開催せず、書面にて実施計画案について意見照会を行い、作成していました。
計画の一本化に伴い、実施計画の位置づけがこれまでより重要となることから、交通安全対策会議を開催し、会議でいただいた実施計画案に関する意見を踏まえ、市が実施計画を作成します。(※)
なお、会議開催方法については、書面開催も可とさせていただきます。

※ 横浜市交通安全対策会議条例第 2 条第 2 号に基づく事務として実施。

4 令和 3 年度の実施計画の作成スケジュール（案）

県実施計画の確定後、その内容を踏まえ、市の実施計画案を作成します。
作成スケジュールは、概ね下表のとおりです。

	6 月	7 月	8 月
今後の計画作成の考え方	交通安全対策会議での審議 (6/17)		
承認された場合 			
令和 3 年度横浜市交通安全実施計画の作成	県実施計画を踏まえた市実施計画案の作成	交通安全対策会議での審議	R 3 年度実施計画作成

交通安全対策基本法（抜粋）

（交通安全基本計画の作成及び公表等）

第二十二條 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

- 2 交通安全基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 国家公安委員会及び国土交通大臣は、中央交通安全対策会議が第一項の規定により交通安全基本計画を作成するに当たり、前項各号に掲げる事項のうちそれぞれの所掌に属するものに関する部分の交通安全基本計画の案を作成し、中央交通安全対策会議に提出しなければならない。
- 4 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、速やかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長（指定行政機関が委員会である場合にあっては、指定行政機関。以下同じ。）及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

（都道府県交通安全計画等）

第二十五條 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

（市町村交通安全計画等）

第二十六條 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

令和3年度 横浜市交通安全実施計画の作成の考え方（案）

- 1 国、県の計画に沿って作成する
- 2 今後の道路交通安全対策を考える視点として、データを活用した取組について記載する
- 3 高齢者の事故防止対策の視点として、サポカー等の先端安全技術の更なる周知及び普及・啓発について記載する
- 4 先端技術の活用推進として、自動運転の実証実験の取組等を踏まえた今後の方向性について記載する
- 5 高齢者等の移動手段の確保・充実の視点として、社会状況の変化を踏まえ、地域交通サポート事業やシェアモビリティの展開、MaaSを活用した最新の取組の記載を充実させる
- 6 生活道路に対する視点として、ETC2.0等のビッグデータも活用した通学路等での交通安全対策の取組を記載する
- 7 体系的な道路ネットワークを推進するため、横浜環状道路や都市計画道路等の整備及び無電柱化の推進の記載を時点修正する
- 8 交通安全教育・啓発の視点として、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた交通安全教育動画の作成やSNSでの周知等による、最新の取組の記載を充実させる
- 9 『横浜市自転車活用推進計画（2019年度～2028年度）』に基づき、自転車に関する交通安全の取組の記載を充実させる
- 10 近年の事故発生状況等を踏まえ、二輪車事故やバス停付近での事故、未就学児を含む横断歩行者の事故などを踏まえた対策について記載する
- 11 「鉄道の交通安全」及び「救助・救急体制の整備」に関して、実情を踏まえ記載内容を追加する

議案 2 横浜市交通安全対策会議運営要綱の一部改正について

- ・ 改正の趣旨

横浜市交通安全対策会議運営要綱第 3 条 代理出席にかかる規定の削除。

委員の代理出席について、本市の「附属機関・懇談会に関する手引」における考え方と整合を図るため、要綱の一部改正を行い、代理出席が認められる旨の従前の規定を削除するものです。

横浜市交通安全対策会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市交通安全対策会議条例第9条の規定に基づき、横浜市交通安全対策会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(特別の事項の審議)

第2条 特別の事項の審議は、会議で行う。

2 前項において、特別委員は当該会議に出席するものとする。

(専門委員)

第3条 会議において必要と認めるときは、専門の事項の調査研究のため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長が委嘱する。

3 専門委員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条に基づき、会議を公開する。

2 会議の公開に関し必要な事項は、横浜市審議会等の公開に関する要綱(平成12年6月26日市市情第44号)の定めるところによる。

3 その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(専決処分)

第5条 会長において、緊急を要し会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議の処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその報告をするものとする。

(幹事会)

第6条 幹事は、幹事会を組織する。

2 幹事会は、会長が招集し、道路局総務部長がその議長となる。

3 幹事会に、特定の事項を処理するため、部会を置くことができる。

(1) 部会の設置及び部会員の構成は、幹事会の決定による。

(2) 部会は、幹事会の議長が招集し、その議長となる。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、その都度会議にはかって決定する。

附 則

この要綱は昭和46年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は平成2年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年6月17日から施行する。

新旧対照表

※下線部が改正箇所

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 (本文省略)</p> <p>(特別の事項の審議)</p> <p>第2条 (本文省略)</p> <p><u>(代理出席)</u></p> <p>第3条 <u>委員(特別委員を含む。)は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の代理出席者は、委員とみなす。</u></p> <p>(専門委員)</p> <p>第4条 (本文省略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条の2 (本文省略)</p> <p>(専決処分)</p> <p>第5条 (本文省略)</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 (本文省略)</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 (本文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (本文省略)</p> <p>(特別の事項の審議)</p> <p>第2条 (本文省略)</p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(専門委員)</p> <p>第3条 (本文省略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 (本文省略)</p> <p>(専決処分)</p> <p>第5条 (本文省略)</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 (本文省略)</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 (本文省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は令和3年6月17日から施行する。</u></p>